

平成28年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（総務部所管）開催状況

開催年月日 平成28年3月18日（金）  
 質問者 民主党・道民連合 笹田 浩 委員  
 答弁者 総務部長、財政局長、財政課長  
 資金担当課長、税務対策担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 行財政運営について</b>                      道の新年度予算案は、道税や地方交付税が前年度から増加することとなっており、歳入に関しては、例年になく強気な姿勢が感じられます。そこで、以下、新年度予算における道税、地方交付税、あるいは未収金の解消などについて伺ってまいります。</p> <p><b>(一) 道税について</b>  <b>1 増加要因について</b>                      まず、道税について伺いますが、新年度予算は、前年度から307億円増の6003億円が計上され、その伸び率は5.4%です。                      道税が6000億円を超えるのは、平成20年度以来、8年ぶりであり、また、伸び率も、ここ数年では非常に高い水準となっています。                      そこでまず主要税目について、それぞれの増加要因をお示しく下さい。</p> <p><b>2 企業所得の動向等について</b>                      制度改正による影響分を除くと、増収額はわずかではないかと思えます。アベノミクスの果実は北海道に届いていないのではないのでしょうか。新年度における企業所得や道民所得の動向をどのように把握分析し、見積もったのかお伺いいたします。</p> <p><b>3 地方消費税と清算金収支について</b>                      地方消費税は道税収入に計上されるもののほか、他県との清算に伴う清算金収入と清算金支出があります。新年度予算は対前年比で、それぞれ160億、194億円、そして157億円の増となっており、トータルでは197億円の増であります。                      今年度、最終補正予算でそれぞれ大幅な増額補正が行われており、これは、当初予算の見積もりが誤っていたものと言わざるを得ません。そこで、伺いますけれども、新年度予算において、地方消費税と清算金収支はどのように見積もりをしたのか、今年度の見積もりから見直した点なども含めて、お伺いいたします。</p> <p>道税はここ数年、年度中に大幅な増額補正を行ってきています。道税収入を的確に見込む重要性については、収支不足額との関係上、これまで我が会派としてもたびたび指摘してきたところでありますけれども、新年度における道税収入の動向については、私どもとしても今後もその推移を見極めていきたいというふうに思います。</p>	<p><b>(税務対策担当課長)</b>                      道税収入の増加要因についてであります。地方消費税が、平成26年4月の税率引き上げの影響が平年度化することなどによりまして160億円の増、法人事業税が、都道府県間の財政力格差の是正のため、地方法人特別税として国税化されていたものの一部が還元されますことによりまして157億円の増、個人道民税が、個人の給与所得などの増加により66億円の増を見込んだことなどによるものでございます。</p> <p><b>(税務対策担当課長)</b>                      道税収入の見積もりについてであります。法人事業税につきましては、平成27年度の企業からの申告の状況や金融機関による各種経済指標などを参考に、企業の所得をほぼ前年並みと見込み1,095億円と積算したところでございます。                      また、個人道民税につきましては、勤労統計調査などを参考に給与所得の増加などを見込んでおりまして、1,689億円と積算したところでございます。</p> <p><b>(税務対策担当課長)</b>                      地方消費税などの見積もりについてであります。地方消費税は、税金を本来の消費地に帰属させるため、都道府県間で清算することとされておりまして、地方消費税や清算金の見積もりにあたりましては、地方財政計画や道内外の景気の動向などを勘案し、積算しております。                      27年度につきましては、全国的に納付実績が地方財政計画の伸び率を上回って推移しており、道においても同様の状況でありましたことから新年度予算の積算にあたっては、前年実績や道内経済の現況を踏まえるこれまでの手法に加えまして、税率引き上げの平年度化の影響や、各月ごとの収入額を詳細に分析するなどしまして、よりの確な見積もりとなるよう努めたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(二) 地方交付税等について</b></p> <p><b>1 地方交付税等の見込みについて</b></p> <p>次に、地方交付税について伺います。新年度予算では、地方交付税は前年度から38億円の増となる6,522億円が計上されています。地方財政計画では、前年度を下回る0.3%減という伸び率となっている中で、積極的な計上額とも考えられるわけであり、</p> <p>一方で、臨時財政対策債は、前年度比12%の減となる160億円の減少です。地方財政計画では前年度比16.3%の減であり、減少幅は地方財政計画よりも少ない見込みであります。</p> <p>そこで、地方交付税と臨時財政対策債の見積もりがこのように積極的になっている要因について伺いたします。</p> <p><b>2 制度改正などに関する国への働きかけについて</b></p> <p>国の地方交付税総額は、近年減少傾向にあります。道に配分される地方交付税もこれに連動して減少していくことが懸念されるわけであり、</p> <p>第3回定例会の予算特別委員会において、我が会派が地方交付税の確保に関し質した際には、総務部長から「面積的要素の拡充のほか、地方交付税の財政調整機能の強化に向けた制度改正についても国に働きかけていく必要がある」という答弁がありました。</p> <p>新年度予算編成に当たり、地方交付税確保へ向け、どのように取り組まれ、また、その成果をどのように反映したのか伺う。</p> <p><b>3 新年度における地方交付税の確保について</b></p> <p>道の予算計上の考え方などについて伺ってきたが、新年度の地方交付税、とりわけ普通交付税と臨時財政対策債は、7月に正式に決定されるものと承知しております。</p> <p>赤字予算が回避されたとはいえ、歳出削減などの収支対策を行っている財政状況にある道においては、道税と同様、地方交付税等を予算額どおり確保していくことは極めて重要であります。</p> <p>新年度の地方交付税等の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。所見を伺う。</p> <p>ただいま部長から、国に対して強く働きかけ、予算計上額の確保に努めてまいるとの答弁がありました。力強い答弁であります。</p> <p>我が会派では、これまで歳入の見込みを適切にすべきと繰り返し指摘してきました。それは、歳入を低く見積もることで収支不足額が実態以上に大きくあらわれているという問題があったからであります。</p> <p>新年度予算では、歳入も一定の伸びが見込まれているところでありますけれども、とりわけ地方交付税などについては、道の主要な財源であることから、新年度予算の確保に向け、総務部長をはじめ職員総力を挙げて積極的に取り組まれるよう求めておきたいと思っております。</p>	<p><b>(資金担当課長)</b></p> <p>地方交付税等の見込みについてであります。当初予算計上額の見積もりにあたりましては、地方財政計画における伸率や前年度の実績、さらには、道内外の景気動向なども踏まえ積算しているところであります。</p> <p>平成28年度地方財政計画においては、地方交付税と臨時財政対策債の合計で3.7%の減となりましたが、本道においては、地方税が地方財政計画ほどの伸びを見込めないことから、地方交付税と臨時財政対策債は地方財政計画ほど減少せず、合計で1.6%の減と見込んだところであります。</p> <p>このうち、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において一般財源の質の改善を図る観点から大幅な抑制が図られることや、前年度の配分実績を踏まえ、12%、160億円の減少を見込んだところであります。</p> <p><b>(財政局長)</b></p> <p>制度改正などに関する国への働きかけについてであります。道では、これまで地方交付税の確保に向けて、面積が広大であることによって行政経費が多額となるといった本道の実情を踏まえ、面積など人口以外の要素による算定の充実などについて制度改正の要望を行ってきたところでございます。</p> <p>こうした中、平成28年度においては、本道が提案してきた森林吸収源対策の推進に要する経費が、新たに地方財政計画に計上されたところであり、こうした制度改正による影響額が、財政需要に算入されることを見込んだところでございます。</p> <p><b>(総務部長)</b></p> <p>平成28年度の地方交付税・臨時財政対策債につきましては、今後、夏の決定に向けまして、国において算定が行われることとなりますが、法人二税をはじめとする本道の税収動向や本道の地理的条件などによる財政需要が適切に反映されるよう、国に対し強く働きかけをし、予算計上額の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 未収金対策について</b>  道税については、収入未済額が減少してきているものの、平成26年度決算では、依然として150億円近くの道税が未済となっている状況であります。</p> <p>道が行財政運営を円滑に進めていく上で自主財源である道税収入を確保することは重要な課題であり、また、税負担の公平性といった観点からも滞納処分などが適正に行われる必要があるものと考えます。</p> <p><b>1 道税収入の確保に向けた取組について</b></p> <p><b>(1) 滞納に対する取組について</b>  道税収入の確保対策について何点か伺いますが、徴収対策として、預貯金や給与の差押えなどを強化しているとのことでございますけれども、3ヶ年の差押え金額はどのようになっているのか、また、滞納処分を強化することにより、給与の差押え後に解雇された例などがあるというふうにも聞いています。どのような手続きを経て、滞納処分を行っているのかお伺いいたします。</p> <p><b>(2) 滞納処分の手続について</b>  (欠)</p> <p><b>(3) 不納欠損額について</b>  平成26年度決算では、不納欠損額が全体で16億円ありますが、その内訳はどのようになっているのか、また、滞納処分停止後、不納欠損となるまでに担税力等の調査はどのように行われているのかお伺いいたします。</p>	<p><b>(税務対策担当課長)</b>  道税に関する差押え等の状況についてであります。道税の滞納処分により、差押えなどを執行した税額は、市町村が賦課徴収しております、個人道民税を除き、直近3ヶ年では、平成24年度が約11億円、平成25年度が約8億円、平成26年度が約9億円となっているところでございます。</p> <p>次に、道税の滞納処分の手続についてであります。納期限を超過しても未納となっている納税者に対しましては、督促状を送付し、その後、催告書を送付することによりまして、まずは、納税者の自主的な納税を促しております。一度に納税することが困難な納税者には、分割納税や納税の猶予などの相談に応じているところでございます。</p> <p>しかしながら、再三の催告によりまして納税に応じていただけない場合には、差押予告書を送付した上で、預貯金や給与などの差押えを行っているところでございます。</p> <p><b>(税務対策担当課長)</b>  不納欠損についてであります。不納欠損処理は、差押えを行う財産がない場合などにつきまして滞納処分の停止を行い、3年間その状況が継続するなど、地方税法の規定により納税義務が消滅したものにつきまして行っているものであります。</p> <p>平成26年度の不納欠損処理の内訳は、滞納処分をすることができる財産のないものが約10億円、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれのあるものが約3億円、滞納者の所在及び住所がともに不明であるものが、約3億円となっております。</p> <p>また、滞納処分停止後の調査につきましては、不納欠損となるまでに、本人との面談や市町村への確認などによりまして、資力や所在の調査を実施しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(再質) 職員数等について</b>  未納額は減少しておりますけれども、滞納処分や不納欠損処理などこれだけ多くの業務を行っているわけでありまして、税務職員の数は減っているというふうに聞いています。職員数が足りていないのではないかと懸念をするわけでありまして、そこで、職員数の推移、それと現状の職員数に対する認識を伺うとともに、職員数が減るわけですから、研修の重要性っていうのは増しているんだというふうに考えますが、その認識についても合わせて伺いたいと思います。</p> <p><b>(4) 収入未済額の縮減について</b>  収入未済額については依然として多額となっている状況でありますので、収入未済額の解消に向け、今後、どのような徴収強化を図っていくのかお伺いいたします。</p> <p>道が市町村に変わって徴収する取組を拡大する、ということ、これを新たにさせていただくようではありますが、市町村にとってもたぶん心強く期待していることというふうに思いますので、是非どうぞよろしくお伺いいたします。</p>	<p><b>(財政局長)</b>  税務関係の職員数などについてでございます。道では、職員数適正化計画に基づきまして職員の削減を行ってきたところでございますが、税務職員につきましてはここ10年間で181名減少いたしまして現在753名となっているところでございます。</p> <p>この間、道税事務所の統廃合などの組織機構改正や業務の集約化、一部業務の民間委託などによります業務の効率化を図ってきたところでございますが、必要な業務に対応するためには、引き続き業務の効率化を図りながら限られた人的資源を有効に活用することが重要と考えております。</p> <p>また、研修につきましては、限られた人材の有効活用や税務業務が専門性の高い業務であるという観点から、知識や技術の習得を図る研修が重要と考えておりまして、新たに担当となった職員を対象とした基礎的な研修のほか、課税業務の実務的な研修や徴収の専門研修などを行っているところでございます。</p> <p><b>(財政局長)</b>  今後の収入確保対策についてでございますが、収入未済額の6割以上を占める個人道民税につきましては、市町村が市町村民税と合わせて徴収をしているため、市町村と共同で共同催告や共同徴収などによりまして道と市町村の連携を強化するほか、道が市町村に変わって徴収する取組を拡大することとしているところでございます。</p> <p>また、自動車税をはじめ他の税目につきましては、預貯金や給与の差押えを徹底いたしますとともに、自動車などの道産の差押えを積極的に行うこととしているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、道税は安定的な財政運営に重要な財源でありますことから、道税収入の確保を図るため、引き続き効果的な徴収対策に取組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>2 税外諸収入について</b> 次に、税外諸収入の私法上の債権といわれる私債権とされる病院診療費、道営住宅使用料、工業用水使用料などの未収金対策についてであります。 これは、総務部じゃないのかもしれませんが、総体的に総務部に聞かせていただきます。 道の債権管理事務というのは、地方自治法をはじめとする各種の法令に基づき、厳格に運用されているはずであります。平成26年度決算における税外諸収入の収入未済額、約142億円と、依然として多額の水準で推移をしています。また、不納欠損額を見ますと、一般会計と特別会計を合わせて約4億2千3百万円あります。 そこで、今回は、私債権の未収金対策やその債権管理の面から数点伺ってまいります。</p> <p><b>(1) 督促等について</b> 納入期限までに納入されない場合、督促や催告を行っているにもかかわらず納付されない場合、どのように対応しているのか、まず伺います。</p> <p><b>(2) 司法手続きの開始について</b> この私債権というのは、一部を除き、道に滞納処分などの強制徴収権がないため法的強制力を持つ徴収には司法手続きが必要であり、かつ、議会議決事項でもあります。督促自体は、訴訟外手続きで議決は不要ではありますが、債務者が異議を申し立てた場合は、議決案件となります、どう対応しようとしているのか、お伺いいたします。</p> <p><b>(3) 不納欠損の整理について</b> 地方自治法の規定によれば、存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されません。これを無視して徴収できる財産があるのに、徴収努力を怠り、時効期間が満了し、不納欠損の整理をした場合には、「公金の賦課・徴収を怠る事実」、あるいは「財産の管理を怠る事実」として、住民監査請求や住民訴訟が提起されることも想定されます。 どのような場合に不納欠損の整理を行っているのか、お伺いいたします。</p> <p><b>(4) 私債権の消滅時効に係る援用について</b> 地方税など、公法上の債権については、時効の援用が不要で、時効が完成した時点でその債権は消滅わけであります。一方で、私債権については、時効の援用があつてはじめて債権が消滅するとされています。一定の徴収努力をしても、時効が完成し、なお支払</p>	<p><b>(財政課長)</b> 督促や催告後の対応についてのお尋ねでございます。督促状の指定期限を相当の期間経過いたしても、なお債務の履行が行われない場合につきましては、滞納に至った原因や、滞納者の生活状況や経営状況など滞納者の実情調査や差押え等を行うために必要な財産調査を行うこととなるものであります。 これらの基礎調査の結果を踏まえまして、各種貸付金などの私法上の債権は、裁判所における民事執行手続による強制執行等に移行するのといった滞納整理の方向付けを行うこととなるものであります。</p> <p><b>(財政課長)</b> 強制執行等の措置についてのお尋ねがございました。私法上の債権につきましては、督促状の指定期限経過後、相当の期間を経過いたしましても納付されないときは、「支払督促の申立て」や「仮執行宣言の申立て」といった、裁判所における民事執行手続による強制執行等の措置をとることとされているところであります。 こうした民事執行手続に対しまして、相手方から異議申立てがなされた場合には、支払督促の申立ての時点で遡りまして、訴えの提起があつたものとみなされますため、議会の議決を得る必要があるとされているところであります。</p> <p><b>(財政課長)</b> 不納欠損についてであります。不納欠損の整理は、北海道財務規則に基づきまして、調定済額から収納されなかった金額に相当する額を控除するための手続きでありまして、その事由の主なものとしたしましては、私法上の金銭債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用をする見込があるときや、破産法、会社更生法その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたことにより徴収しないことを決定したとき、などとしているところであります。</p> <p><b>(財政課長)</b> 時効の援用についてであります。道の各種貸付金などの私法上の金銭債権に係る不納欠損の整理につきましては、当該債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をしたものについて行っておりますほか、消滅時効が完成しましたが、所在不明や</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>能力がないなどの理由で徴収不能となる債権は会計処理上は不納欠損で整理とすべきではありませんけれども、このような場合、道としてはどのように対応することとしているのか、お伺いいたします。</p> <p><b>(再) 私債権の消滅時効に係る援用について</b>  債権者が時効を援用したものについて、これは問題ないとして、時効が完成して、時効の援用の申し出がない場合は、最終的な債務履行請求を行い履行がないことを確認したうえでというのは、時効がきて、請求して納付がない、それを国の債権管理事務取扱ということ、これでもって援用がないものとみなすということだと思えます。  あまりにもですね、安易な処理ではないかというふうに思うわけでありませけれども、時効の援用がない債権を不納欠損するためには、債権の放棄をしなくてはならないとされています。  債権の放棄は地方自治法第96条第1項第10号の規定により「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別な定めがある場合を除き」議会議決が必要とされているわけでありませ。</p> <p>これを国の債権管理事務取扱規則、これは昭和31年に制定されたものですが、その規則の第30条で債権のみなし消滅が規定されているということですが、なぜ、こういう同じような債権を扱う自治体、ですね、北海道、要は国立病院と道立病院の違いみたいなものですが、同じような債権を扱う自体において、施行令なり、施行規則が整備されていないのが、これは問題であるというふうに思いますけれども、その道の財務規則の運用でもですね、規定が地方自治法で規定している「法律若しくはこれに基づく政令又は条例」に該当させて議決事項としないことについては無理があるというふうに思うわけでありませけれども、見解を伺います。</p> <p><b>(5) 債権管理のあり方について</b>  その国の扱いに準じてはダメなんじゃないのと言ってるんですけども、ちょっと噛み合わないのだから次きますけれども、  各種貸付金や道立病院の診察料など、現実的には、債権の消滅時効が援用されることはほとんど少ないんだというふうに思います。時効期間が経過した債権を延々と管理しなければなりません。そうなれば。  また、安易な不納欠損の整理は、先ほども申し上げましたように、住民監査請求や住民訴訟の問題が起きる可能性があるわけでありませ。これは知事が返済しなければならぬ、そういう可能性もあるということでございます。</p> <p>こうした問題を回避するとともに、債権管理の適正化・効率化の観点から、東京都など、私債権に係る債権放棄に関する基準などを明確化した「債権管理条例」を制定する自治体が増えているわけでありませ。</p> <p>道においても、債権管理の一層の適正化の観点から、債権管理条例を制定してはどうかと考えませが、見解を伺います。</p> <p><b>【総括保留事項】</b>  平成24年度の決算特別委員会で、今日も委員であります筈井委員から、平成24年の第1回予算特別委員会で公明党の志賀谷委員から、同じように条例制定を求める趣旨で質問ませました。  それによれば、条例によるものではなく、議会の議決が望ましいという答弁、同様の答弁でありますけれども、そういう答弁をいただいております。  私も昨年の決算特別委員会の病院事業の時に、同じ</p>	<p>その他の事情により、債務者から時効の援用の申し出がない場合には、最終的な債務履行請求を行いませ、履行がないことを確認した上で、国の債権管理事務の取扱いに準じませ、不納欠損の整理を行っているところであります。</p> <p><b>(財政課長)</b>  不納欠損の整理についてのお尋ねでございます。  国の債権管理等に関する法律に基づきませ債権管理事務取扱規則におきませは、当該債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がある見込みがある場合は、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理をするということになっており、また、不納欠損は、時効により消滅した債権、放棄した債権などについて行うとされているところであります。  道といたしましませは、こうした国の取扱いなどに準じませ、不納欠損の整理を行っているところであります。</p> <p><b>(財政課長)</b>  債権管理のあり方についてでありますませ、東京都などのいくつかの団体におきませは、先行して債権管理条例を制定しておりますませ、その内容については、債権放棄に係る手続きを容易にすることが中心となっているものと承知をいたしているところでございませ。</p> <p>道といたしましませは、債権の放棄が議会の議決事項とされておりますことを踏まえて、実際の債権放棄にあたりませは、条例による債権放棄ではなく、議会にお諮りをして、議決をいただくことが望ましいと考えておりますませ、今後とも債権管理の適正化に向けて取り組んでまいる所存であります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ように質問させていただきました。</p> <p>しかしですね、それからこの間、債権放棄の議決が提案されたことはありません。</p> <p>答弁では、東京都などでの条例制定は、債権放棄手続きを容易にすることが中心だという見解でございますけれども、私のそのとおりだと思います。</p> <p>多くの自治体は、みなし援用による不納決算などをしていませんから、条例を制定しているんだというふうにも言えるわけであります。</p> <p>確かに、条例でみなし援用を規定している自治体もあるのかもしれませんが、しかし、道は条例によらずとも、みなし援用を財務規則で規定するという最も容易な手法をとっているから条例は必要ない、とするのであれば、非常に問題があるものと思います。</p> <p><u>この件は、知事に見解を伺いたいので、委員長にお取り計らいをお願いし、質問を終わります。</u></p>	